

大台町監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和7年12月25日

大台町監査委員 山本晃史
大台町監査委員 岸良隆

令和7年度 指定管理者に対する監査報告書

1 大台町監査基準への準拠

この監査は、大台町監査基準（令和2年大台町監査告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

3 監査の対象

指定管理者名	施設名	所管課名
大台町茶業組合	大台町茶研修工場	産業課
一般社団法人 松阪地区歯科医師会	大台町宮川歯科診療所	健康ほけん課

4 監査の着眼点

- (1) 協定は、締結されているか。
- (2) 内部監査担当者及び監事が任命されているか。
- (3) 指定管理料及び費用負担にかかる現金（預金）出納簿は、適正に作成されているか。
- (4) 施設の管理状況は妥当か。
- (5) 施設の利用状況は良好か。
- (6) 指定手続きの公平性、透明性は保たれているか。

5 監査の実施内容

公の施設の指定管理者について、公の施設の管理・運営が指定管理者制度の目的に沿って適切に行われているか。また、指定管理に係る事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

監査に当たっては、指定管理者及び所管課から提出された関係書類を、事前監査し、所管課から説明を求めるなどにより実施した。

6 監査の日程

令和7年10月28日（火）

時間	指定管理者	施設名	担当課
13:00～14:00	大台町茶業組合	大台町茶研修工場	産業課
14:10～15:10	一般社団法人 松阪地区歯科医師会	大台町宮川歯科診療所	健康ほけん課

7 監査の結果

当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿ったものであり、概ね適正に執行されている。

なお、改善を要するもののうち軽易なものについては、記述を省略した。

監査の結果等に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 指定管理の状況

大台町茶研修工場の状況

区分	内容
施設の名称及び所在地	大台町茶研修工場 大台町栃原1412番地12
設置の目的	茶の生産加工技術の向上及び高品質化を図ると共に、商品開発のための技術研修及び大台町の茶文化の水準の向上を図るための施設として設置
指定管理者の候補者の選定方法	公募によらない指定管理者の候補者の選定
指定管理者	大台町茶業組合
指定管理期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
指定管理料	306,000円（消費税及び地方消費税を含む）
利用料金の有無	有り ○大台町茶研修施設条例（第7条） 別表の額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額 (別表の額：1揉み（生葉35kg）10,000円以内)
議会の議決	令和4年3月22日
施設の利用状況	4/19 ハウス茶初摘み 4/25・26 品評会出品茶加工 6/6 品評会茶再製・検討会
管理運営の委任業務	(1) 施設の土地、建物、付属施設及び設備備品の使用に関する事 (2) 施設の土地、建物、付属施設及び設備備品の維持管理に関する事

大台町宮川歯科診療所の状況

区分	内容
施設の名称及び所在地	大台町宮川歯科診療所 大台町江馬289番地1
設置の目的	町民への適正な診療と予防衛生活動を実施するための施設
指定管理者の候補者の選定方法	公募によらない指定管理者の候補者の選定
指定管理者	一般社団法人 松阪地区歯科医師会
指定管理期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日
指定管理料	無し
利用料金の有無	有り ○大台町宮川歯科診療所条例（第6条） 診断書・証明書等：あらかじめ町長の承認を得て定める額 診療報酬：厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に基づき算定した額
議会の議決	令和5年3月22日
施設の利用状況	診療日数 236日 診療人数 4,869人（初診299人、再診4,570人）
管理運営の委任業務	(1) 診療業務 (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 利用料金の徴収及び請求に関する業務

(2) 意 見

指定管理者においては、日頃の施設点検や必要に応じた修繕を行うなど、施設の管理に万全を期すとともに住民サービスの向上に努められたい。また、所管課においては、施設運営に関する情報の共有など指定管理者との連携を密に行い、指定管理者制度の適切な運用に努められたい。

今後とも多くの方々に利用していただける施設として、指定管理者と所管課が協力し、効果的な事業を進めていくことを期待する。

【共通事項】

ア 協定書について

協定事項については、大台町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定に基づいた記載内容とすること。

イ 業務実施の確認について

業務実施の確認については、協定書第7条において、計画書及び報告書の提出を求め確認を行うこととなっている。協定書に基づき書類の提出を求め、提出された報告書などに関して精査を行い、指定管理者に対する管理監督を徹底されたい。

また、事業報告書は、大台町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条及び施行規則第6条に規定されている報告事項に準拠した書類の提出を求められたい。

【個別事項】

○大台町茶研修工場

ア 指定管理者に関する事項

(ア) 会計処理について

指定管理にかかる現金出納簿が作成されていない。現金出納簿は、指定管理にかかる事業と、自主事業を区分し作成されたい。作成にあたっては、所管課と協議し、適正な事務処理が実施されるよう努められたい。

(イ) 会計監査について

会計監査については、役員2名が監査委員として監査を行っているが、監査委員は中立的立場であることが求められるため、役員以外の者から選任されたい。